

# 出席停止証明書

年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

出席停止の基準 (学校保健安全法施行規則第18条・第19条)

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ	医師の許可があるまで(治癒するまで)
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症にかかったとき	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\*ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときには、このかぎりではありません。

\*和歌山県医師会では手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症はその他の感染症から除く旨の通知を出しています。

感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎については特に指定はされておりませんが、原因がノロウイルスということが明らかで重症の場合や集団感染の場合等は出席停止の対象となることがあります。

**\*インフルエンザについては、この「出席停止証明書」ではなく「インフルエンザ登校許可願」の提出となります。**

## 主治医様

学校感染症の出席停止について、下記に証明していただきますようお願いいたします。

病名 \_\_\_\_\_

期間 自 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( )

至 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_ 日間

上記の疾病について、他への感染の恐れがなく、出席して差し支えないことを認めます

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校可

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関および

医師御芳名 \_\_\_\_\_

印

\*この証明書の指示に従い、学校長は出席停止の取り扱いを行います。